（郵信省認可）　（本號六頁）　明治二十四年三月十四日

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報定價
時事新報へ一年三百六十五日一日も休刊せず其代價郵送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ郵送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字仕四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

第二千九百五十八號
明治廿四年三月十四日（己、亥）土曜日
舊暦辛卯二月五日
月出午前五時五十六分　入午後五時四十九分
月出午前八時十八分　入午後十時八分
（西暦一千八百九十一年）

時事新報

西洋夫人と日本男子

西洋諸國の人は男子は云ふも更なり女子とても勇往敢爲の精神強く一方に男女同權あゞ〜殺風景なる議論の行はるゝ代りに一方には男子も及ばぬ事業を企つるもの多し近頃の倫敦新聞にも左の一報あり

セルドン夫人の亞弗利加遠征は須臾の迫るに連れて大に世間の評判となれり元來同夫人は米國の產なれども長く倫敦に住居し較や人にも知られて其人は或る米國會社の倫敦支配人なるが家てより文學を嗜み女子の身にてありながら多年亞弗利加へ遠征を試みんとの志ありければ該地を遍歷して歸れる人と聞けば必ず家に請じて其行を勞ひ且は其見聞せる所を聞くを樂みとし今は スタンレー氏と共に米國を遊歷中なれども遠からぬ内歸國して來月（本年二月）亞弗利加へ向け出發する筈なり其目的はザンバルせで直接に進航し夫より彼の遠征者が始めて行旅の困難を感ずると云へるモンバサに進み海岸より二百五十英里のキリマンジャロ嶽近傍に達して土人の人情風俗等を觀察し歸て小說著作の材料に供せんとするものなり同所には召使ひの爲めに黑人の女子數名を雇入るゝ積なれども其他は男子のみにてスタンレー氏の忠告に從ひ武器携帶のもの二十名を護衛の爲め引連るゝ筈なり該地滯留は三箇月間の見込なりとぞ

右は一女子の遠征を報じたるものにして歐米諸國の人情より考へれば左のみ奇とするには足らざれども其珍しからぬに付て我國は聊か感慨なき能はず抑も日本は新に優勝劣敗の競爭場裏に入りたるものにして國家生存の大義を忘れず人民の繁榮を計らんとするには蕭墻の內に多少の故障ありとも兄弟相鬩ぐみとを止めて外に力を專らにし商賣貿易なり技術工藝なり人事百般の業務を方便として自國の富實を謀り自國の名譽を張るの意に切迫しながら獨り內地に蟄伏して內治の政論に紙しくしく熱中在奔更に餘念なきものゝ如きは我國の感服せざる所なり內治の政論は國家の興廢に關する事業なり內治の政論と雖も今の日本は獨國の日本に非ず既に國を開て世界に交り以て我國家の生存を謀らんとするには內治外交兩者の間に自から前後輕重の別なきを得ず況んや百千年來鎖國の殘夢尙ほ未だ全く醒めざるに於てをや特に外を勉む可きの時節なるに我男子として未開野蠻の地に遠征の事は偖置き海外に渡りて商賣を營むものさへ甚だ少く局小の天地に戀々として坐して究迫を待つもの多きは歐米の婦女子に對しても汗顏の至りと云ふべし畢竟は未だ日本の外に國あるを知らず假令へ知れるも其事情に通達せざるが爲めのみ古人の書に知は勇を生ずと云ふ海外雄飛の勇氣を鼓舞せんとするには彼の事情を知らしむるより急なるはなし左れば今の日本男子の腦力は其の七八分を外に用ひんと圖案の爲めに我邦の特に冀望する所あり

館にては再製庫を增築せし處もあり多少業務を擴張するの勢あれば本年製茶貿易の盛を來す見込みを立てしや疑ふべからず而して昨年横濱に於ける新茶の一番船と稱し初輸出を爲したるは四月十五日出帆の米郵船グーリックにて一萬餘斤の輸出あり（其二年度は初手合四月廿五日にて三千六百斤）相場は四十五弗より四十一弗にて平均四十二弗半、其後一時に入荷滿みし爲め價格低落せしが廿二年度は初手合平均四十七弗に相當し廿二年度に比すれば廿三年度は殆んど平均四弗五分の低價なりと本年の初手合相場は何程位なるや未だ見込みも立たざれど先つ昨年の相場を標準とし且入荷の多少を以て進退を決するに至らば大なる相違はあらざるべし又本年は三月五十二日に米國郵船シチーオヴリヲヤチロの出帆あるも本船出帆迄に千斤に近き入荷あらば之を一番船となすべけれど二三百斤にてはホンの見本に止まり次回即ち四月一日ケーリックを以て一番船とするあらん歟船出帆迄には相應の荷物纏りて入荷ある見込あれば拿々新茶貿易の始まるはゲーリック出帆の前後にあり幸ひ此際外國爲替相場の低落あらば大に本品貿易上の幸福あれども例年當季は東洋貿易の盛んなる時にて支那印度等へ銀貨の注入多きを以て今より多少の騰貴は免かれざるべしと云ふ

〇三十年前の日本人　自ら日本人たるゆゑを知れども何所の產なるを知らず三十年の其間薩哈連（樺太）及び西比利地方を遍歷して露語及び土人の語には通ずれども日本語は充分通ぜず日本人にして日本人にあらざるものあり其名を熊野源吉と稱し目下横濱に在留ありれども原籍曾無なるが故に去る七日外務省の許可を受けて露國の籍に入り其二等公民となりて一方には日本人の爲め一方には露人の爲め或は漁獵の先導者となり或は西比利へ日本品の販路を開かんと横濱及び東京に於ける數名の人々と共に此頃周旋中なりと云ふ茲に同人の來歷を聞くが儘に記さんに世は尙ほ德川の時めく頃蝦夷の松前城下に伊達林右衛門と稱する人は（其家は今尙ほ從二位と稱し渡嶋國福山に在り）盛んに漁獵を營む家にて雇人も少からざる中に青森縣下北郡大畑村の漁夫にて源右衛門と稱するものあり即ち源吉の父にして樺太楠港（タシンロメン）に伊達氏の漁獵場あるを以て源右衛門は他の雇人と共に該地に渡海したるに其時大龜にも尙ほ幼稚なる小兒源吉を引連れたり此れ即ち同人が九歲の頃にして今を距ること三十年又久三年の春の末なり纔て秋の季節となり例年の如く出稼漁夫等は漁獵を終りて歸らんとするに風波の荒きが爲め源右衛門は小兒を伴ふ能はず止むを得ず暇に殘して歸りし後は源吉は死別れせし孤同樣他人の中に成人せり當時樺太の一部は尙ほ本邦の屬地にして事行には最上藩內と稱する人あり本邦人の住居するものも少からざりしが露國は夙に同嶋に着眼せしものと見え源吉父子が渡海の當年露國の士官若干名はノッに乘込み氷海を渡りて來りぬ茲にノッと稱するは氷の上を往來する異樣の船にして犬二十疋に牽せたり件の士官等は嶋嶋巡野の嫌ひなく足に任せて跋涉し直ちに又ノッに乘りて歸り其翌年軍艦に乘して再び來れり此時の艦長は海軍中將ニッパフリートウシ氏にして他の開拓官吏と共に上陸してドイ、クシンナイ等の諸要地を開拓し以て屬地と稱するに至れり源吉は生長するに連れて露語及び土人の語を習ひ覺ゆる內本邦と露國の間に樺太千嶋交換の事あり本邦人は殘らず引揚ふて歸國するに當り源吉も其一行と共に一旦再び該嶋に渡海し官の愛を受けて或は彼是する內明治の民吾外數名の人々漁業を爲すとの注進使官吏は源吉を召ひにて彼等漁獵の程長崎函館迄に往同して西比利亞領年相應の漁獲を爲すとぞ

官報

〇大藏省令第四號
北海道水產稅ノ算出價額ハ明治二十一年一月ヨリ同二十三年十二月マテ三箇年間水產物ノ平均產出高並ニ賣買相場ニ依リ之ヲ改正シ二十五年度ヨリ施行ス
明治廿四年三月十三日　大藏大臣伯爵松方正義

〇陸軍省令第三號
明治二十四年（一月）勅令第三號第三條ニ據リ本大臣所管事務ニ係ル民事訴訟ノ內第二第三第四第五第六各師管內ニ於テ生シタル事件ニ就テハ當該師團監督部長ニ北海道ニ於テ生シタル事件ニ就テハ屯田兵監督部長（屯田兵監督部條例施行ニ至ルマテハ屯田兵司令官）ニ國ヲ代表スルノ權利ヲ委任ス
明治廿四年三月十三日　陸軍大臣伯爵大山巖

陸軍省令第三號參照
勅令第三號（明治二十四年一月七日官報）抄錄
第三條　特別ニ地方廳ニ有スル各省大臣ハ省令ヲ以テ民事訴訟ニ付國ヲ代表スルノ權利ヲ之ニ委任スルコトヲ得

雜報

〇本年の製茶貿易　昨年來米國に於ける製茶は需用意外に增加して本邦より輸出する數量も近年無比の多額に達したるが本年も最早新茶の季節に移らんとする今日なるを以て本年の製茶貿易如何は今より當業者の注意すべき事柄なるべければ今左に聊か見聞したる所を記して當業者の參考に供すべし本年は駿遠地方を始め伊勢地方も是迄の處は季候平順にして茶葉の養育も更に障害なく駿州の早場所は追々芽も揃ひたるを以て例年の通り進物位は競ふて製造を始むるに至り已に過日より横濱の堀岡野等の商店へは僅かながら入荷せし位なり蓋し此分にて八十八夜即ち五月二日迄に霜害なくば本年の產額は充分にして平年に比し或は多少の增加を見るに至るべし扨又横濱市場及米國等の模樣如何を聞くに米國にては昨年の結果よりして本年も充分見込あるものゝ如し此際價格の高きを望まずして相當の賣込を爲せば輸出額も前年より減少するの憂なかるべし尤も僅か新茶一二回の景況を以て全年を豫想するは少しく失當の感なきにあらざれど前年來の經歷に依て米國內地の需用增加せし處を見彼是勘考する時は此豫想は敢て間違もあらざるべきものゝ如し既に英米商人も大に見る處ありて本年は完分計畫する樣子にて居留地二百六十五番館の如きも新たに今回開業し又二三の商

一生絲　但繭より
一繭及屑絲
一撚絲繩及編繩
一線あるガム又は
絲の色染せざる
一絹にて製造した
右の外ある絹布類
一陶器及石器の半
及磁器（左記の
一玩物　但扇子は原料
一米及粺米
一玄米
一米粉
一壁紙　并掛紙
八ヤード若くは
ものは左記の割
福色地及白地
白紙に捻下
形付一卷に付
單なる刷付
浮形せし青
色縁（幅狹
青銅色縁（廣
浮形縁同
右の外一切の
一櫛附木
一地蕈（椰子皮）同
一他に特黨せざる
一地蕈及毛氈
一竹籠家內用
一竹竿杖又は傘
其上製造を加へ
一竹（未製）
一醬油　一ガロン
一煙草　刻み
一煙草製　造せし

〇加奈陀輸入稅則　より其筋へ報告に
るに大抵從價稅に
價百分の五に及ふ
は實に少く火酒の
種に過ぎず其他は
三十、二十五及二
大概贅澤品にして
而して加奈陀の製
大抵無稅とせるも
原價百分の五十
同　三十
同　二十
同　十
無稅
又從價稅と特定稅
を課するものあり
に對して從價稅と
重なる本邦よりの
一茶　無稅但米合
の十を課す